

## 精神科病院処遇改善設備支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、県内の精神科病院の入院患者に対する効果的なケアを行うとともに、虐待の早期発見及び早期対応のための体制を整備し、患者が病院内で安心して過ごせるようにするため、県内の精神科病院が見守りカメラ及びサポート機器を設置する費用に対して、予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 精神科病院

県所管域（横浜市、川崎市、相模原市を除く地域）に所在し、精神科病床を有する病院

(2) 見守りカメラ

「虐待の防止」及び「患者の安全確保と事故防止」につなげるため、病棟内に設置されるカメラ

(3) サポート機器

患者の尊厳を守り、身体拘束の最小化につなげるため、病室内に設置される低床電動ベッド、衝撃緩和マット及び離床センサー

(4) 低床電動ベッド

ボタン操作等で角度を調整することのできる低床の電動式ベッド

(5) 衝撃緩和マット

患者がベッドから落下した際の衝撃を緩和するマット

(6) 離床センサー

患者の転倒や転落を防止するための離床を感知するセンサー

### (補助の対象事業)

第3条 補助の対象とする事業は、精神科病院処遇改善設備支援事業（以下「補助事業」という。）とし、当該事業に要する経費から国庫支出金、起債額その他の特定財源を控除した額に対して交付するものとする。

2 補助事業は、補助金の交付の決定の日の属する県の会計年度の末日までに完了すること。

### (補助額の算出方法等)

第4条 補助額は、前条第1項の規定により算定した額を限度とし、次の各号の定めるところによる。

(1) 補助対象事業者、補助対象費用については、別表1のとおり定める。

(2) 補助基準額、補助率については、別表2のとおり定める。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

### (利益等の排除)

第5条 補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社調達又は財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条に規定する関係会社からの調達がある場合、次のとおり、補助対象経費から利益等相当分の排除を行うものとする。

(1) 補助事業者が以下のア～ウの関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とする。

ア 補助事業者自身

イ 100%同一の資本に属するグループ企業

ウ 補助事業者の関係会社（イを除く。）

(2) 利益等排除の方法は、次のとおりとする。

ア 補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。

イ 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

ウ 補助事業者の関係会社からの調達の場合（イを除く。）

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

（申請書の提出期日等）

第6条 規則第3条第1項の規定による精神科病院処遇改善設備支援事業費補助金交付申請書（第1号様式）の提出期日は、知事が別に定める。

2 規則第3条第2項第4号の規定による申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 設置費用全額のわかる見積書

(2) カメラ及びサポート機器の設置場所がわかる病棟の図面等資料

(3) 個人情報保護に関する誓約書

3 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請を行うにあたって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあつては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（暴力団排除）

第7条 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第10条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員
  - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
  - (3) 法人にあっては、代表者又は役員のうち第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
  - (4) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの
- 2 知事は、必要に応じ補助金等の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報等を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。
- 3 知事は、補助事業者が第1項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

#### （交付条件）

第8条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更をしようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。ただし、経費の20%以内の変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助金事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど、県が行う契約手続の取り扱いに準拠するように努めなければならない。
- (5) 補助事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国又は県の負担又は補助を受けてはならない。
- (6) その他、規則及びこの要綱の定めに従わなければならない。

#### （変更の承認）

第9条 前条第1号及び第2号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、補助金変更交付申請書（第2号様式）に別に定める様式を添えて、又は事業変更（中止、廃止）承認申請書（第3号様式）に変更の内容及び理由又は中止、廃止の理由を記載した書類を添付して知事に提出しなければならない。

#### （申請の取下げのできる期間）

第10条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から10日を経過した日までとする。

#### （状況報告）

第11条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の実施状況について、実施状況報告書（第4号様式）で知事に報告するものとする。

(実績報告)

第12条 規則第12条の規定による実績報告は、精神科病院処遇改善設備支援事業費補助金実績報告書（第5号様式）に次の書類を添えて、事業を完了した日から起算して30日を経過した日までに行わなければならない。

(1) 工事報告書

(2) カメラ及びサポート機器の設置場所がわかる病棟の図面等資料（交付申請時から変更した場合のみ）

2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあつては、補助事業者は、前項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでない場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を報告書に添えて提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第13条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあつては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入控除税額報告書（第6号様式）により、すみやかに知事に対して報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部又は支社及び支所等であつて、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

2 知事は、前項の報告があつた場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第14条 規則第17条ただし書きの規定により知事が定める期間並びに同条第2号及び第3号の規定により、知事が定める財産の種類は、次のとおりとする。

財産の種類	期間
(1) カメラ	5年
(2) レコーダー	5年
(3) モニター	5年
(4) 低床電動ベッド	8年
(5) 衝撃緩和マット	8年
(6) 離床センサー	5年

(書類の整備等)

第15条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかななければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から10年間保存しなければならない。

3 補助事業者が法人その他の団体である場合であつて、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

(交付決定の取消し)

第16条 知事は、補助事業者が次の各号の一に該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(届出事項)

第17条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、すみやかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 住所又は氏名（法人の場合は、所在地又は名称）を変更したとき。
- (2) その他申請内容に変更があったとき。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年7月18日から施行する。
- 2 精神科病院患者見守りカメラ設置費補助金交付要綱は廃止する。ただし、令和6年度以前に交付を受けた精神科病院患者見守りカメラ設置費補助金に関する手続きについては、なお従前の例による。

別表1

事業区分	交付対象者	補助対象経費
精神科病院処遇改善設備支援事業	次の病院の病院管理者 ○ 県所管域（横浜市、川崎市、相模原市を除く地域）に所在する精神病床を有する病院	事業の実施に必要な経費（需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費）

別表2

事業区分	補助基準額	補助率
精神科病院処遇改善設備支援事業	見守りカメラ：528,000円  ※1病棟あたりの金額。上記金額を下回った場合、その額を補助基準額とする。 なお、1病棟あたりのカメラ設置費は、工事総額を整備病棟数で除した金額を採用する。	3分の1
	低床電動ベッド：792,000円 衝撃緩和マット：44,000円 離床センサー：108,000円  ※各機器について、病床数の20%の台数を上限とする。上記金額を下回った場合、その額を補助基準額とする。	

(第1号様式)

文書番号  
〇〇年〇〇月〇〇日

令和〇年度精神科病院処遇改善設備支援事業費補助金交付申請書

神奈川県知事 殿

申請者 住 所  
郵便番号  
法人(団体)名  
ふりがな  
代表者氏名

このことについて、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 補助事業名 精神科病院処遇改善設備支援事業
- 2 補助事業等の着手及び完了の予定期日
- 3 交付申請額
- 4 所要額調書 (別に定める様式のとおり)
- 5 事業計画書 (別に定める様式のとおり)
- 6 所要額明細書 (別に定める様式のとおり)
- 7 添付書類
  - (1) 当該事業に係る歳入歳出予算書の抄本  
(当該補助事業に係る予算額を備考欄に記入すること。)
  - (2) 役員等氏名一覧表(第1号様式付表)  
※補助事業者が地方公共団体の場合は提出を要しない。
  - (3) 設置費用全額が確認できる見積書
  - (4) カメラ設置場所に係る病棟の図面等資料
  - (5) 個人情報保護に関する誓約書
  - (6) その他参考となる資料

問合せ先

〇〇部〇〇課 〇〇  
電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇  
メールアドレス〇〇〇〇@〇〇〇〇

(第1号様式付表)

役員等氏名一覧表

役職名	氏名	氏名のカナ	生年月日 (大正T, 昭和S, 平成H)	性別 (男・女)	住所

年 月 日現在

記載された全ての者は、申請者、代表者又は役員に暴力団員がないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて、同意しております。

法人(団体)名  
代表者氏名

(第2号様式)

文書番号  
〇〇年〇〇月〇〇日

神奈川県知事 殿

補助事業者 住 所  
法人(団体)名  
代表者氏名

令和〇年度精神科病院処遇改善設備支援事業費補助金変更交付申請書

このことについて、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 補助事業名 精神科病院処遇改善設備支援事業
- 2 変更交付申請額 金〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円  
(前回交付申請額 金〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円)
- 3 所要額調書 (別に定める様式のとおり)
- 4 事業計画書 (別に定める様式のとおり)
- 5 所要額明細書 (別に定める様式のとおり)
- 6 添付書類  
(1) 当該事業に係る歳入歳出予算書の抄本  
(当該補助事業に係る予算額を備考欄に記入すること。)  
(2) その他参考となる資料

問合せ先

〇〇部〇〇課 〇〇  
電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇  
メールアドレス〇〇〇〇@〇〇〇〇

(第3号様式)

文書番号  
〇〇年〇〇月〇〇日

神奈川県知事 殿

補助事業者 住 所  
法人(団体)名  
代表者氏名

令和〇年度精神科病院処遇改善設備支援事業費補助金事業変更(中止、廃止)承認申請書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇第〇〇〇号により交付決定があった精神科病院処遇改善設備設置に係る補助事業について、次のとおり事業変更(中止、廃止)し、承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 変更(中止、廃止)の内容

事業内容	変更(中止、廃止)前	変更(中止、廃止)後

2 変更(中止、廃止)の理由

問合せ先  
〇〇部〇〇課 〇〇  
電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇  
メールアドレス〇〇〇〇@〇〇〇〇

(第4号様式)

文書番号  
〇〇年〇〇月〇〇日

神奈川県知事 殿

補助事業者 住 所  
法人(団体)名  
代表者氏名

令和〇年度精神科病院処遇改善設備支援事業費補助金事業実施状況報告書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇第〇〇〇号で交付決定を受けた標記補助金に係る補助事業の〇  
〇年〇〇月〇〇日現在の実施状況を、次のとおり報告します。

1 補助事業の執行状況

2 補助事業経費の執行状況

問合せ先

〇〇部〇〇課 〇〇

電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

メールアドレス〇〇〇〇@〇〇〇〇

(第5号様式)

文書番号  
〇〇年〇〇月〇〇日

神奈川県知事 殿

補助事業者 住 所  
法人(団体)名  
代表者氏名

令和〇年度精神科病院処遇改善設備支援事業費補助金事業実績報告書

〇〇年〇〇月〇〇日付けで交付決定を受けた標記補助金に係る補助事業の実績を、次のとおり報告します。

- 1 補助事業名 精神科病院処遇改善設備支援事業
- 2 経費精算額調書 (別に定める様式のとおり)
- 3 事業実績報告書 (別に定める様式のとおり)
- 4 事業実績額明細書 (別に定める様式のとおり)
- 5 添付書類  
(1) 当該事業に係る歳入歳出決算(見込み)書の抄本  
(当該補助事業に係る決算額を備考欄に記入すること。)  
(2) その他参考となる資料

問合せ先  
〇〇部〇〇課 〇〇  
電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇  
メールアドレス〇〇〇〇@〇〇〇〇

(第6号様式)

文書番号  
〇〇年〇〇月〇〇日

神奈川県知事 殿

補助事業者 住 所  
法人(団体)名  
代表者氏名

令和〇年度精神科病院処遇改善設備支援事業費補助金の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇第〇〇〇号で交付決定を受けた標記補助金に係る消費税仕入控除税額について、次のとおり報告します。

- |                           |      |        |
|---------------------------|------|--------|
| 1 補助金の額の確定額               | 金    | 円      |
| 2 消費税の申告の有無(どちらかを選択)      | 有    | ・ 無    |
| (2で「無」を選択の場合は以下不要)        |      |        |
| 3 仕入控除税額の計算方法(どちらかを選択)    | 一般課税 | ・ 簡易課税 |
| (3で「簡易課税」を選択の場合は以下不要)     |      |        |
| 4 補助金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金    | 円      |
| 5 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額  | 金    | 円      |
| 6 補助金返還相当額(5から4の額を差し引いた額) | 金    | 円      |

- (注) 1 別紙として積算の内訳を添付すること。  
2 補助金返還相当額がない場合であっても、報告すること。

問合せ先

〇〇部〇〇課 〇〇  
電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇  
メールアドレス〇〇〇〇@〇〇〇〇